

特定教育・保育施設（幼稚園（新制度移行園）を除く。）

指導検査基準

（令和6年7月1日適用）

武蔵野市子ども家庭部子ども育成課

※ 指導検査の実施に当たり、本基準の各規定のほか、東京都が別に定める最新の保育所指導検査基準の関係規定を準用して適用する。

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の関係通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

運 営 管 理 編

目

次

1	一般原則	
(1)	一般原則（運営）	1
2	利用定員に関する基準	
(1)	利用定員	1
3	運営に関する基準	
(1)	内容及び手続の説明及び同意	1
(2)	正当な理由のない提供拒否の禁止等	1
(3)	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	1
(4)	市が行うあっせんへの協力	2
(5)	市が行う利用調整への協力	2
(6)	受給資格等の確認	2
(7)	施設型給付費の額の通知	3
(8)	評価（自己評価、第三者評価）	3
(9)	教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	3
(10)	運営規程	3
(11)	勤務体制の確保等	4
(12)	利用定員の遵守	4
(13)	重要事項の掲示等	4
(14)	秘密保持等	4

(15)	情報の提供等	5
(16)	利益供与等の禁止	5
(17)	苦情解決	5
(18)	地域との連携等	6
(19)	記録の整備	6
(20)	電磁的記録等	6

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月武蔵野市条例第27号）	確認基準条例
2	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	子ども・子育て支援法
3	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童福祉法
4	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）	児童虐待の防止等に関する法律
5	保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）	保育所保育指針

指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 一般原則					
(1) 一般原則（運営）	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うよう努めているか。 2 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。	(1) 確認基準条例第3条、第25条 (2) 児童福祉法第33条の10 (3) 児童虐待の防止等に関する法律第3条	(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うよう努めていない。 (2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていない。	C C
2 利用定員に関する基準					
(1) 利用定員	1 特定教育・保育施設は、その利用定員の数を20人以上とする。 なお、特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 2 特定教育・保育施設は、次の(1)から(2)までに掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該(1)から(2)までに定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 子ども・子育て支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 保育所 子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分	1 利用定員は遵守されているか。 2 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めているか。 3 3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めているか。	(1) 確認基準条例第4条、第22条 (1) 確認基準条例第4条	(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。 (1) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めていない。 (2) 3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めていない。	C C C
3 運営に関する基準					
(1) 内容及び手続の説明及び同意	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、確認基準条例第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	1 利用申込者に対し、重要事項説明書を交付して説明を行っているか。 2 特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	(1) 確認基準条例第5条	(1) 利用申込者に対し、重要事項説明書を交付して説明を行っていない。 (2) 重要事項説明書の内容が不十分である。 (3) 特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得ていない。	C B C
(2) 正当な理由のない提供拒否の禁止等	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1 正当な理由がなく、教育・保育給付認定保護者からの利用の申込みを拒んでいないか。	(1) 確認基準条例第6条	(1) 正当な理由がなく、教育・保育給付認定保護者からの利用の申込みを拒んでいる。	C
(3) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	1 特定教育・保育施設は、利用の申込みに係る1号認定子ども及び特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の1号認定子ども	1 1号認定子どもの利用定員を超える場合に、公正な方法により選考を行っているか。	(1) 確認基準条例第6条 (2) 子ども・子育て支援法第33条	(1) 1号認定子どもの利用定員を超える場合に、公正な方法により選考を行っていない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	の区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、利用の申込みに係る2号又は3号認定子ども及び特定教育・保育施設を現に利用している2号又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の2号又は3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 確認基準条例第6条第2項及び第3項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示したうえで、当該選考を行わなければならない。	1 2号又は3号認定子どもの利用定員を超える場合に、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考を行っているか。 2 選考の方法をあらかじめ明示したうえで、選考を行っているか。	(1) 確認基準条例第6条 (2) 子ども・子育て支援法第33条	(1) 2号又は3号認定子どもの利用定員を超える場合に、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考を行っていない。	C
(4) 市が行うあっせんへの協力	特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設の利用について子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	(1) 確認基準条例第7条	(1) 市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力していない。	C
(5) 市が行う利用調整への協力	特定教育・保育施設は、2号又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	(1) 確認基準条例第7条	(1) 市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力していない。	C
(6) 受給資格等の確認	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 3 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	1 支給認定証によって、受給資格等の確認をしているか。 2 教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 3 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	(1) 確認基準条例第8条 (1) 確認基準条例第9条 (1) 確認基準条例第9条	(1) 支給認定証によって、受給資格等を確認していない。 (1) 教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行っていない。 (1) 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っていない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 施設型給付費の額の通知	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項で同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、確認基準条例第13条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	1 法定代理受領により支給を受けた施設型給付費の額を教育・保育給付認定保護者に対して通知しているか。 2 特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しているか。	(1) 確認基準条例第14条 (1) 確認基準条例第14条	(1) 法定代理受領により受けた施設型給付費の額を教育・保育給付認定保護者に対して通知していない。 (1) 特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付していない。	C C
(8) 評価（自己評価、第三者評価）	1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 自己評価を行い、改善を図っているか。 2 第三者評価を受けて、その結果を公表し、改善を図るよう努めているか。	(1) 確認基準条例第16条 (1) 確認基準条例第16条	(1) 自己評価を行い、改善を図っていない。 (1) 第三者評価を受けて、その結果を公表し、改善を図るよう努めていない。	C C
(9) 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正の行為によって施設型給付費（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。）の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市に通知しなければならない。	1 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。	(1) 確認基準条例第19条	(1) 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していない。	C
(10) 運営規程	特定教育・保育施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5) 子ども・子育て支援法第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用にあたっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	1 運営規程等の重要事項に関する規程を定めているか。	(1) 確認基準条例第20条	(1) 運営規程等の重要事項に関する規程を定めていない。 (2) 運営規程等の重要事項に関する規程の内容が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(11) 勤務体制の確保等	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	1 職員の勤務の体制を定めているか。 2 特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しているか。 3 研修の機会を確保しているか。	(1) 確認基準条例第21条 (1) 確認基準条例第21条 (1) 確認基準条例第21条 (2) 保育所保育指針第5章3、4	(1) 職員の勤務の体制を定めていない。 (1) 特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供していない。 (1) 研修の機会を確保していない。	C C C
(12) 利用定員の遵守	特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5号に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	1 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。	(1) 確認基準条例第22条	(1) 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っている。	C
(13) 重要事項の掲示等	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。	1 運営規程等の重要事項を掲示しているか。	(1) 確認基準条例第23条	(1) 運営規程等の重要事項を掲示していない。 (2) 運営規程等の重要事項を自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。 (3) 運営規程等の重要事項の掲示が不十分である。 (4) 運営規程等の重要事項の自動公衆送信による公衆の閲覧が不十分である。	C C B B
(14) 秘密保持等	1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ＜必要な措置（例）＞ ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め 等 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	1 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 2 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 3 利用者の情報を提供する際に、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。	(1) 確認基準条例第27条 (1) 確認基準条例第27条 (1) 確認基準条例第27条	(1) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしている。 (1) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。 (2) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が不十分である。 (1) 利用者の情報を提供する際に、あらかじめ文書により保護者の同意を得ていない。	C C B C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(15) 情報の提供等	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 利用しようとする保護者に対し、特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	(1) 確認基準条例第28条	(1) 利用しようとする保護者に対し、特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていない。	C
	2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはないか。	2 広告をする内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	(1) 確認基準条例第28条	(1) 広告をする内容を虚偽のもの又は誇大なものとしている。	C
(16) 利益供与等の禁止	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（以下「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはないか。	1 利用者又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	(1) 確認基準条例第29条	(1) 利用者又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。	C
	2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはないか。	2 利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	(1) 確認基準条例第29条	(1) 利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受している。	C
(17) 苦情解決	1 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	(1) 確認基準条例第30条	(1) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。 (2) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置が不十分である。	C B
	2 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	2 苦情の内容等を記録しているか。	(1) 確認基準条例第30条、第34条	(1) 苦情の内容等を記録していない。 (2) 苦情の内容等の記録が不十分である。	C B
	3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	3 苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めているか。	(1) 確認基準条例第30条	(1) 苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めていない。	C
	4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	4 市が行う報告・提出・提示の命令又は市の職員からの質問・検査に応じているか。 5 利用者等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(1) 確認基準条例第30条	(1) 市が行う報告・提出・提示の命令又は市の職員からの質問・検査に応じていない。 (2) 利用者等からの苦情に関して市が行う調査に協力していない。 (3) 市からの指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。	C C C
	5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、確認基準条例第30条第4項の改善の内容を当該市に報告しなければならない。	6 市が求めた改善の内容を報告しているか。	(1) 確認基準条例第30条	(1) 市が求めた改善の内容を報告していない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(18) 地域との連携等	特定教育・保育施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域との交流に努めているか。	(1) 確認基準条例第31条	(1) 地域との交流に努めていない。	C
(19) 記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 確認基準条例第34条	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C
(20) 電磁的記録等	1 特定教育・保育施設は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、確認基準条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。 また確認基準条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項を確認基準条例第53条第2項に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。 電磁的方法により記載事項を提供するときは、あらかじめ、当該教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方法 2 確認基準条例第53条第4項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、書面等の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び同条同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	1 電磁的方法により書面等を提供することについて、教育・保育給付認定保護者に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 2 教育・保育給付認定保護者から電磁的方法による書面等の提供を受けない旨の申出があったにもかかわらず、重要事項を電磁的方法により提供していないか。	(1) 確認基準条例第53条	(1) 電磁的方法により書面等を提供することについて、教育・保育給付認定保護者に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。 (1) 教育・保育給付認定保護者から電磁的方法による書面等の提供を受けない旨の申出があったにもかかわらず、書面等を電磁的方法により提供している。	C

保育内容編

1	一般原則	
(1)	一般原則（保育）	1
2	保育に関する基準	
(1)	心身の状況等の把握	1
(2)	小学校等との連携	1
(3)	特定教育・保育の提供方針	1
(4)	特定教育・保育の提供の記録	2
(5)	相談及び援助	2
(6)	保育提供困難時の対応	2
(7)	緊急時等の対応	2
(8)	差別の禁止	2
(9)	虐待等の禁止	2
(10)	事故発生の防止及び発生時の対応	2
(11)	記録の整備	3

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月武蔵野市条例第27号）	確認基準条例
2	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	子ども・子育て支援法
3	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童福祉法

指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 一般原則					
(1) 一般原則（保育）	1 特定教育・保育施設は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めなければならない。 3 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	1 良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行っているか。 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って特定教育・保育を提供するように努めているか。 3 地域及び家庭との密接な連携に努めているか。	(1) 確認基準条例第3条 (1) 確認基準条例第3条 (2) 子ども・子育て支援法第33条 (1) 確認基準条例第3条 (2) 子ども・子育て支援法第33条	(1) 良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行っていない。 (1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って特定教育・保育を提供するように努めていない。 (1) 地域及び家庭との密接な連携に努めていない。	C C C
2 保育に関する基準					
(1) 心身の状況等の把握	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供にあたっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 利用者の心身の状況等の把握に努めているか。	(1) 確認基準条例第10条	(1) 利用者の心身の状況等の把握に努めていない。	C
(2) 小学校等との連携	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	1 小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めているか。	(1) 確認基準条例第11条	(1) 小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めていない。	C
(3) 特定教育・保育の提供方針	特定教育・保育施設は、次の(1)から(4)までに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該(1)から(4)までに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (2) 認定こども園 幼稚園教育要領及び保育所保育指針 (3) 幼稚園 幼稚園教育要領 (4) 保育所 保育所保育指針 なお、(2)に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するにあたっては、(2)に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。	1 保育所保育指針等に基づき、特定教育・保育の提供を適切に行っているか。	(1) 確認基準条例第15条	(1) 保育所保育指針等に基づき、特定教育・保育の提供を適切に行っているか。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 特定教育・保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 特定教育・保育の提供について、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 確認基準条例第12条、第34条	(1) 特定教育・保育の提供について、提供日、内容その他必要な事項を記録していない。 (2) 特定教育・保育の提供について、提供日、内容その他必要な事項を記録が不十分である。	C B
(5) 相談及び援助	特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 利用者又はその保護者からの相談に対し、適切に応じているか。 2 利用者又はその保護者からの相談に対し、必要な助言その他の援助を行っているか。	(1) 確認基準条例第17条	(1) 利用者又は保護者からの相談に対し、適切に応じていない。 (2) 利用者又は保護者からの相談に対し、必要な助言その他の援助を行っていない。	C C
(6) 保育提供困難時の対応	特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	1 自ら適切な保育の提供が困難である場合に、適切な施設又は事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	(1) 確認基準条例第6条	(1) 自ら適切な保育の提供が困難である場合に、適切な施設又は事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていない。	C
(7) 緊急時等の対応	特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているとき教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 利用者の体調の急変時その他必要な場合に、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	(1) 確認基準条例第18条	(1) 利用者の体調の急変時その他必要な場合に、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていない。	C
(8) 差別の禁止	特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 利用者の国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的取扱いをしていないか。	(1) 確認基準条例第24条	(1) 利用者の国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的取扱いをしている。	C
(9) 虐待等の禁止	特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 職員が利用者の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 確認基準条例第3条、第25条 (2) 児童福祉法第33条の10	(1) 職員が利用者の心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
(10) 事故発生の防止及び発生時の対応	1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	1 事故の発生又はその再発を防止するための必要な措置が講じられているか。 2 事故発生時に、市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	(1) 確認基準条例第32条 (1) 確認基準条例第32条	(1) 事故の発生又はその再発を防止するための必要な措置が講じられていない。 (2) 事故の発生又はその再発を防止するための必要な措置が不十分である。 (1) 事故発生時に、市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていない。	C B C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(Ⅲ) 記録の整備	3 特定教育・保育施設は、確認基準条例第32条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	3 事故の状況及び処置について記録しているか。	(Ⅰ) 確認基準条例第32条、第34条	(Ⅰ) 事故の状況及び処置について記録していない。	C
	4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	4 損害賠償を速やかに行っているか。	(Ⅰ) 確認基準条例第32条	(Ⅰ) 損害賠償を速やかに行っていない。	C
	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (Ⅰ) 特定教育・保育の提供にあたっての計画 (Ⅱ) 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (Ⅲ) 市への通知に係る記録 (Ⅳ) 苦情の内容等の記録 (Ⅴ) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	1 特定教育・保育の提供に関する記録を整備しているか。	(Ⅰ) 確認基準条例第34条	(Ⅰ) 特定教育・保育の提供に関する記録を整備していない。	C
		2 特定教育・保育の提供に関する記録を5年間保存しているか。		(Ⅱ) 特定教育・保育の提供に関する記録を5年間保存していない。	C

会 計 経 理 編

目次

1	利用者負担額の基準	
(1)	利用者負担額等の受領・・・・・・・・	1
(2)	会計の区分・・・・・・・・	2
(3)	記録の整備・・・・・・・・	2
2	公定価格に関する基準	
(1)	公定価格に関する基準・・・・・・・・	2
3	市加算に関する基準	
(1)	市加算に関する基準・・・・・・・・	2

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月武蔵野市条例第27号）	確認基準条例
2	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	子ども・子育て支援法
3	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年府政共生第571号、28文科発第727号、雇児発0823第1号通知）	給付費留意事項通知
4	武蔵野市民間保育所運営費の支弁及び加算に関する要綱（平成30年4月1日施行）	支弁要綱

指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 利用者負担額の基準 (1) 利用者負担額等の受領	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る子ども・子育て支援法に規定する利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての子ども・子育て支援法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 3 特定教育・保育施設は、確認基準条例第13条第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供にあたって、当該特定教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価（以下「上乗せ徴収」という。）について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額（子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。）との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 4 特定教育・保育施設は、確認基準条例第13条第1項から第3項までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払（以下「実費徴収」という。）を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 (3) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、確認基準条例第13条第1項から第4項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	1 保護者から利用者負担額の支払を受けているか。 2 法定代理受領を受けないときに、保護者から、特定教育・保育費用基準額の支払を受けているか。 3 上乗せ徴収の金額が定められた範囲内で設定されているか。 4 実費徴収を適切に行っているか。 5 保護者に対し、領収証を交付しているか。	(1) 確認基準条例第13条 (2) 子ども・子育て支援法第27条、第28条 (1) 確認基準条例第13条 (1) 確認基準条例第13条 (1) 確認基準条例第13条 (1) 確認基準条例第13条	(1) 保護者から利用者負担額の支払を受けていない。 (1) 法定代理受領を受けないときに、保護者から、特定教育・保育費用基準額の支払を受けていない。 (1) 上乗せ徴収の金額が定められた範囲内で設定されていない。 (1) 実費徴収を適切に行っていない。 (1) 保護者に対し、領収証を交付していない。	C C C C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	6 特定教育・保育施設は、確認基準条例第13条第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に当該金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	6 上乗せ徴収及び実費徴収の用途・額・理由について、書面によって明らかにしているか。 7 上乗せ徴収について、保護者から文書による同意を得ているか。 8 実費徴収について、保護者から同意を得ているか。	(1) 確認基準条例第13条	(1) 上乗せ徴収及び実費徴収の用途・額・理由について、書面によって明らかにしていない。 (2) 上乗せ徴収について、保護者から文書による同意を得ていない。 (3) 実費徴収について、保護者から同意を得ていない。	C C C
(2) 会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	(1) 確認基準条例第33条	(1) 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	C
(3) 記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 確認基準条例第34条	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C
2 公定価格に関する基準					
(1) 公定価格に関する基準	1 公定価格の基本分単価に含まれる職員構成を充足すること。 2 特定教育・保育施設は、公定価格における各加算について、適正に認定を受け、かつ、請求しなければならない。	1 職員構成は適正か。 2 公定価格における各加算が適正であるか。	(1) 給付費留意事項通知	(1) 充足すべき職員数を充足していない。 (1) 公定価格における各加算が適正でない。	C C
3 市加算に関する基準					
(1) 市加算に関する基準	特定教育・保育施設は、市加算について、適正に認定を受け、かつ、請求しなければならない。	1 市加算が適正であるか。	(1) 支弁要綱	(1) 市加算が適正でない。	C

業務管理体制編

目次

1	業務管理体制	
(1)	業務管理体制の整備・・・・・・・・	1
(2)	内閣府令で定める基準・・・・・・・・	1
(3)	業務管理体制の届出・・・・・・・・	1
(4)	業務管理体制の整備に関する事項・・	1
(5)	業務管理体制の変更・・・・・・・・	2

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	子ども・子育て支援法
2	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月内閣府令第44号）	内閣府令
3	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について（平成28年2月15日府子本第55号通知）	府子本第55号通知

指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 業務管理体制					
(1) 業務管理体制の整備	特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）は、子ども・子育て支援法に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。	1 業務管理体制を整備しているか。	(1) 子ども・子育て支援法第33条、第45条、第55条 (2) 府子本第55条通知	(1) 業務管理体制が整備されていない。	C
(2) 内閣府令で定める基準	子ども・子育て支援法第55条第1項の内閣府令で定める基準は、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 確認を受けている施設又は事業所の数が1以上20未満の事業者 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。 (2) 確認を受けている施設又は事業者の数が20以上100未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。 (3) 確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。	1 内閣府令で定める基準を遵守しているか。	(1) 内閣府令第45条	(1) 内閣府令で定める基準を遵守していない。	C
(3) 業務管理体制の届出	特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。 (1) その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 → 市町村長 (2) その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 → 内閣総理大臣 (3) 前2号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者 → 都道府県知事	1 業務管理体制の整備に関する事項を区分に応じて届け出ているか。	(1) 子ども・子育て支援法第55条	(1) 業務管理体制の整備に関する事項を区分に応じて届け出していない。	C
(4) 業務管理体制の整備に関する事項	特定教育・保育提供者は、子ども・子育て支援法の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出を、区分に応じ、市町村長等に届け出なければならない。 (1) 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (2) 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 (3) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の事業者の場合に限る。） (4) 業務執行の状況の監査の方法の概要（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の事業者の場合に限る。）	1 区分に応じた事項を記載した届け出を、遅滞なく市町村長等に行っているか。	(1) 内閣府令第46条	(1) 区分に応じた事項を記載した届け出を、遅滞なく市町村長等に行っていない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 業務管理体制の変更	特定教育・保育提供者は、子ども・子育て支援法の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、区分に応じ、市町村長等に届け出なければならない。 また、特定教育・保育提供者は、区分に変更があったときは、変更後の届書を、変更後の区分により届け出るべき市町村長等及び変更前の区分により届け出るべき市町村長等の双方に届け出なければならない。	1 届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく届け出ているか。	(1) 子ども・子育て支援法第55条 (2) 内閣府令第46条	(1) 届け出た事項に変更があったにもかかわらず、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく届け出ていない。	C